

## 近代日本の皇族女子教育思想について

——下田歌子著『内親王殿下御教育意見』を手掛かりして

孫 東芳

### はじめに

明治10年代は、まさに欧風かぶれの影響で、キリスト教学校順風時代であり、欧風的な学校やなど、数の上での隆盛時代であった。この時期、キリスト教学校は女子教育界において先駆的な役割を果たしたことは事実である。明治22年、「大日本帝国憲法」により、信教の自由が認められが、それと同時に、欧化主義への反動としてのナショナリズムが本格的に発見された。この間は、欧米崇拜の風潮に警鐘を鳴らし、民族の自覚と民族の文化の復興を求め、国民意識が高揚し、国民の統合のための新しい教育が模索し、確立しようといくことも事実であった。それが、近代の貴族階級、つまり皇族や華族、又政府は自ら自発的に全体的に規制しなければならない。その中、「学習院」、のち女子の「華族女学校」そのものは近代日本教育を鑑みる際には見逃してはいけない、特に女子教育を考察するには重要な一環として存在された。

その一方、華族女学校時代（学習院女学部と合併後）の下田歌子（1854-1936）は、実は生涯を渡って最も華やかな時代だと平尾寿子が『下田歌子回想録』でそう書いてある。「実は当時「下田歌子」の名は、我が女流界の明星として輝き渡った。否世はむしろ驚異の眼を以て先生の栄達を称賛もし、嫉視もしたのであつた<sup>1</sup>。」全盛時期を迎える下田は、明治維新の建設者の大臣たち、つまり、山縣有朋（1838-1922）、伊藤博文（1841-1909）、井上毅（1844-1895）、松方正義（1835-1924）などの諸重臣と親しく交際し、盛んに時勢やまた皇族、華族女子への思いを論じた。世の中は、「下田歌子のやうな人になりたい」という女性が輩出した。本論文はこの時期の下田は、どのような貴族女子教育思想を持ってるのかを問題意識として、彼女が行った様々な教育活動を通して、又書いた主な著作『国のすがた』、『和文教科書』、『国文小学読本』などを通して、さらに『内親王殿下御家族教育案』を加えて、歌子の貴族階級の女子思想をこれよりも全面的分析する。特に、下田歌子における『内親王殿下御家族教育案』に関わる研究まだ行ってないので、その点で本文は、これまで研究の補充になればと思われる。

### 第一節 貴族女子教育における下田歌子の登場

江戸時代から明治十年に再編成、貴族の学園として学習院の開業式では、天皇・皇后が親臨され、天皇は勅語を賜れ、「学習院」の号をつけられた。皇后は令旨も賜った、勉学を勧められた。立花種恭（1836-1905）が初代の院長となった。開業当初の生徒数は、男子196名、女子59名で

<sup>1</sup> 平尾寿子『下田歌子回想録』山陽社、1942年、175頁。

あった<sup>2</sup>。入学資格は、原則として華族の男子及び女子であったが、士族、平民も入学させられた。学習院では、華族の子弟を陸海軍また政治、経済に向かわせることを基本として、男子実学科の教科課程にはその趣旨が盛られていた。学習院の教育風潮は男子中心に傾ける一方、女子に対する教育趣旨はこれと異なって、女子には教育編成教科は下等学科（三年）・中等学科（三年）及び上等学科（三年）と規定された。そうして、学習院はもっぱら華族を教育する場所であった。のちの華族女学校時代の生徒の服装と比べれば、この時期、即ち、開業式など正式な場合では、生徒の服装は、成年になる男子はフロックコートに黒帽子、成年以下の男子は洋服また羽織袴、特に、既婚の女子生徒は髻ときさげ、服は白、袴は赤（長袴・切袴は自由）、裏掛け（色は白・赤・紫とも自由）、未婚の女生徒は被布・袴着用と規定された。日常の服には規定がなく、男女とも和服が多かった。開業以降、1880（明治13）年から、幼稚園・普通学・実学の三科を置き、さらに実科と並べて和・漢・英の三文学科を設置した。幼稚園を除いて、普通科は女子は満六歳より十一歳まで、普通科のやや高尚なものと、兵学の予備及び政治、経済の概要を教え、女子実学科は女子満十一歳より十六歳、普通科のやや高尚なものと、詠歌、養生法・裁縫・礼儀なども含まれていた。文学科は十二歳より十八歳まで、学問考究を目的とするもので、それぞれの原文についての音読、訳読して講義を行い、言語、文章を熟達することを主眼であった。

学習院の最初の学長は立花種恭であったが、その次、谷干城（1837-1911）や大鳥圭介（1833-1911）であった。既に明治14年には、政変によって、民間の自由民権運動が盛んに行った。新政府はこれを対抗するために、憲法制定することを決意した。憲法制定の作業を進めているため、伊藤博文は、明治十七年に華族制度の改革も急ぎ、七月に「華族令」を布告した。この前、四月には、学習院は宮内省所轄の官立学校と定めた。五月は谷干城が就任した。間もなく華族女学校が設立される予定になり、翌年即ち明治十八年は学習院の女子教科を廃止し、華族女学校の創設を企んでいた。

華族女学校の創設にあたり、昭憲皇太后から「あなたは女性に学問を教えていたそうだから、今度作る華族女学校の先生をやったださらないかしら」とお声掛かりがあった。勿論、対象者は下田歌子である。かつて1881（明治14）年、下田歌子は自宅で桃夭女塾を開くに至った。開校の直接の動機としているのは、夫の病気のため、経済的自立の必要を感じたものである。自立の必要を感じたとすれば、女子教育を選んだ理由は、恐らく歌子はその頃の関心を何うになるのではないだろうか。また、宮中出仕の経歴を持つため、歌子自身はその才能、学識に自信あることも容易に考えられる。偶然もあればあるものだ、丁度あの時期は伊藤博文、井上毅、土方久元らの進めにより開校するわけもあった。そして、各方の力を促す結果、やっとなら1885（明治18）年11月13日、皇族・華族子女のための官立の教育機関として「華族女学校」の名で四谷に創立された。開校式では皇后は行啓を行って、令旨を賜った。その内容は、以下のとおりである。

---

<sup>2</sup> 学習院『学習院の百年』学習院、1978年、12頁。

此度新に華族女学校を設立し今日其開校の式を挙ぐつらつら惟ひみるに女子は異順の徳を體して善く父母舅姑に事へ又其良人を助けて善く一家の事を理め其母たるに至ては其子を家庭の内に教育するの義務ものなれば身に相應する学識なかるべからず近來各地女学校の設あり今また術に熟達するのみならず更に道德の源に溯り各其地位に應じて孝順貞烈慈愛の徳を修め国家教育の本旨に背かざらんことを期す又其教官は女子教育の大任を思ひ務めて教授の方法に注意し善く其学科の要領を得しむべし今日開校の式に臨み聊か所思を述べて前途の進歩を望む。<sup>3</sup>

この時期では、華族女学校の校長は学習院の谷干城が兼務し、歌子は夫が亡くなった、皇太后の命令を受け入り、華族女学校の幹事兼教授になり、校長事務を代行した。開業式では、歌子は教師の総代として祝辞を奉った。

… いかで今日の仰せごとを光にして、くらき道をも明らめ、賢母に国の幸福を生むといへることわりを、おしてまことの道に導く侍るべく、はた此母たるものは、ひとり女子の母たるのみに非ず、御政治にも預かり、御軍にも従ふ男子の母とも成べきなれば、その道のあらましをも大方はしらむべく…<sup>4</sup>

このような祝辞の基調で、華族女学校の教育主旨を定めたようである。つまり「賢母」、「ひとり女子の母」、「御軍にも従ふ男子の母」、即ち、日本人らしく上流階層の女性、母を教養しなければならぬ。祝辞を奉った歌子は、実は、皇后の信頼を得て、のち華族女学校の実権者と言っても過言ではない。

## 第二節 下田歌子における華族女子教育の構想

では、一体華族女学校時代の実権者である歌子は、つまりこの全盛の時期に、どのような活動をしたのか、また華族に対する女子教育の思想は何だったのかを以下に述べよう。

### 2.1 『和文教科書』の著作

華族女学校は、文字通り華族の女性たちのための学校であり、学監任命され、また年俸千八百円を支給される歌子にとって、古典・和歌・儒学の知識が遺憾なく発揮される場所ともいえよう。早朝から夜遅くまで学校経営の事業、また教育事業に打ち込んでいる日々が続いた。周りから「馬車馬のような勤勉家」と評される熱心さだった。どう教えれば授業に興味をもってもらえるか、どうすれば皇后が令旨で言われたい「孝順貞烈慈愛」の徳を身につけてもらえるか。たえず考え、工夫を重ねた。華族女子の家庭における役割を明確に定め、そこに女性の本分と女子教

<sup>3</sup> 故下田校長先生伝記編纂所編『下田歌子先生伝』故下田校長先生伝記編纂所、1943年、206頁。

<sup>4</sup> 故下田校長先生伝記編纂所編『下田歌子先生伝』、前掲書、207頁。

育の基調を置いたというのは歌子の主な考えてある。その時期、歌子は華族女学校で国語を教える一方、著作活動における精いっぱいを出した。生徒に和文を学ばせるため、『和文教科書』全十巻を出版した。第一巻の序文では以下のように谷干城が書いている。

近時学国文者。率以勢語源語爲圭臬。其筆洵美矣。而往往有猥褻不可爲訓者。且委屈繁縟。雖専門之徒。猶或難之。況授諸少年女子。勞多功少。而又無輔於風化。識者病焉。香雪才操卓然。其學無所不窺。尤邃於國書。頃者。皇后宮有旨。設華族女學校。女史幹其事。兼任教授。特憂初學作文無軌範。而其業難進。遍閱古人著作。選其文美而旨正者。名曰和文教科書。乃去猥褻而存典雅。削繁縟而取清明。猶輪船渡海。鐵路行陸。縮長爲短。轉迂爲直。學生之捷徑自此開矣。女史姓源。名歌子。香雪其號。淑德嫺禮。有古烈女之風。非區區詞章術才者。宜乎其焉。皇后宮所寵遇也。編成求序。余喜爲題一言於其卷首。

明治十八年十二月

從四位勳二等子爵谷干城撰<sup>5</sup>

要するに、皇后の令を受け、歌子は和文教科書の編纂であったわけである。欧米かぶれの風潮で、皇后もこの社会風貌を憂え、現在の女子教育には、絶対他の誰かの手になるものではなく、自らの手で編纂した教科書を用いて、自らが講義するという強い意志と姿勢とを如実に示している。こういう象徴的なものであるにも関わらず、「和文教科書」は、女子教育のまさに黎明期における下田歌子の教育姿勢をうかがい知ることができる重要な業績であるといえる<sup>6</sup>と久保氏が述べた。

その次、その中の「例言」ではそう書いている。

和文学は、和文の構成を理會せしめ、又よく、和文を記述せしむべき学科なれば、先づ、和文の上に切要なる、諸般の法則より教ふべきなり。若し其法則を教へずして、徒らに書を講じ、歌文を作らしめんとせば、到底この学科の要領は得しむること能はざるべし。今和文学の法則として、教ふべきものをいへば、第一に、発音、(口語上の発音、および五十音の変化) 第二に、仮名づかひ、(清音、濁音、音便、字音の仮字。此教授の時間およそ二十時間) 第三に、ことば、(歌文の解剖より得たる、各種の性質を、たもてる詞にて即ち、名詞、形容詞、動詞、副詞のたぐひ、及び其上に存する切要なる諸法則。此教授の時間およそ九十余時間) 第四に、歌文の構成、(種々の性質を、たもてる詞をくみため、ゆく順序、および種々の文章、種々の歌を作るに切要なる諸法則。此教授の時間、おほよそ五十余時間) 第五に、天爾乎波の

<sup>5</sup> 下田歌子編『和文教科書』第一巻、平尾氏蔵版、1886年、1-4頁

<sup>6</sup> 久保貴子「下田歌子の『和文教科書』考「六之巻 更科日記」を中心に」『女性と文化』実践女子学園下田歌子研究所、2015年、69頁。

ととのへなり。(名詞と副詞とに従ふ、天爾乎波を結びとゝのふるみち。此教授の時間およそ三十余時間)但し、此順序は、必しも、かくの如くなるべしといふにはあらず。殊に発音などは、今とみに、教ふべくもあらねば、五十音上の変化のみを教へて足るべく、また、天爾乎波は、歌文構成の次にすべき、条理なれども、仮名づかひの次におくや便りならん。(これは、最初より、作文詠歌、および読書を課するならひなればなり。)されば、此学科を、教ふるには、先づ其法則を教へ、次に読書と、作文詠歌とを、課すべし。読書は法則の古文にあらはれたる跡、および其変化を理會せしむる為にて、作文詠歌は、法則の運用に熟達せしめんの目的なり。<sup>7</sup>

教へべきものは、以上の五つに分けている。和文を勉強とはいっても、それは文語体の文章を意味し、正しいの文法と読解、また作文、作歌を課して、更に竹取物語りや源氏物語などの古典文学への理解を深める教え方法である。「和文教科書」以外に、同年1887(明治20年)、歌子は「国文小学読本」八巻九冊も著した。惜しいのは、この教科書は文部省公認の読本に取らなかった。

## 2.2 「海老茶式部」の創案

歌子は、華族女学校時代では、多産で著作した。文学、歌道、修養、教科書、講義、注釈など、広く各範囲にわたって数多く、六十部あたりにもなる。しかし、もう一つここで言わなければならない、これは、歌子の名は当時のマスコミに一躍させたのは、歌子の編集した教科書ばかりではない、歌子が創案した制服、つまり袴であった。開校当時の規則で「服装の心得」には、こう書かれた。

- 一、本校の生徒タルモノハ袴ヲ着シ、靴ヲ穿クベシ。
- 二、表衣ハ随トス。
- 三、袴ハ縞ヲ除クノ外、色目地紋随意タルベシ。
- 四、結髪は随意タリ。
- 五、正洋服ニテモ苦シカラズ。<sup>8</sup>

これによると、外観では先ず生徒の制服を決めた。和服、洋服の規定がなく、どちらを着てもいいが、和服の場合は従来の裳裾姿の服装なら、礼儀を欠くと考えられ、そして、歌子は海老茶色の袴を独自に考案し、この袴を着け、靴を履くように指導した。従来の服装、上述に言うように、その式を折衷した新案の袴で、履物は草履や下駄ではなく、靴と定めた、歩きやすいし、学校では体育に便利を図った上での考案である。また、女性の従容を含ませて考えて、この袴に靴という独特の服装は、「従来の緋袴と指實とを折衷」と言われ、世間から「海老茶式部」と呼ばれるようになり、当時各女学校の生徒たちがいっせいに真似たほどの服装革命であったとも言え

<sup>7</sup> 下田歌子編『和文教科書』、前掲書、01-04頁。

<sup>8</sup> 故下田校長先生伝記編纂所編『下田歌子先生伝』、前掲書、214頁。

る。歌子は一時に「海老茶式部の開祖下田歌子」<sup>9</sup>という名で世に宣伝された。だから、文章の冒頭では、「下田歌子のやうな人になりたい」という叫び声もは勿論、当たり前のことになっただろう。そして、現在女学生が着用する袴の元祖と言うならば、下田歌子ではないと、誰だろう。

### 2.3 西村茂樹について

1888(明治21)年7月に西村茂樹(1828-1902)が専任、第3代校長となった。宮内省文学御用掛の西村は、既に1884(明治17)年に、皇后の命令を受けられ、「婦女鑑」を編纂した。そして、華族女学校校長を任命された一年前の1887(明治20)年に、西村の主著として知られる『日本道徳論』を刊行された。当時、日本の近代教育制度が整備されつつあり、国民教育の根本精神が重要な問題としてさまざまな論者によって議論されるようになっていた<sup>10</sup>。西村は、伊藤博文をはじめとする極端な欧化主義的風潮を憂慮し、日本道徳の再建の方途として、伝統的な儒教を基本としてこれに西洋の精密な学理を結合させるべきと説き、国家の根本は制度や法律よりも国民の道徳観念にあるとし、勤勉・節儉・剛毅・忍耐・信義・進取・愛国心・天皇奉戴の8条を国民像の指針として提示した<sup>11</sup>。つまり、『婦女鑑』であれ『日本道徳論』であれ、西村は国民道徳の樹立に努めていたが、学習院や華族女学校で趣旨も穏健中正な方針を採り、いたずらに西洋風潮の思想や生活習慣に流れることを防ぎいた。

それでは、歌子は西村の道徳論に対してどのような姿勢と立場をとったのか。いたずらに西洋風の思潮や生活習慣に流れることを戒める当時西村の考えは、教育上にも穏健中世な教育方法を採り、まず国民道徳の樹立に努めていた。西村はその「女子教育」一文中で、世の中女子教育のことをいうなら、四つあるように言及した。その三つ目は「番目の六ヶしいと申すのは、女子の徳育で、是は世間で大層言ふことである<sup>12</sup>」。これは言うまでもなく、歌子と彼女の上司とも言える西村、道育の考えはぴったり一致している。要するに、皇后の令旨のように、伝統の善きことは忘れずに、「孝順貞烈慈愛の徳」がある女子を目指し、女子はよくすることは、國がよくなることであるので、そのため、やはり日本なり、西欧と対峙できる立派な女性を育成することは、第一である。

### 第三節 『内親王殿下御家族教育意見』を見る歌子の皇女教育の構想

歌子の皇女教育思想を言及したら、彼女が明治29年に『内親王殿下御家族教育案』をタイトルとして佐々木高行(1830-1910)侯の諮問に対しての皇女教育意見書である。内題は内親王殿下御家庭教育に関し、御養育主任従二位伯爵佐々木高行殿よりの下問に対するの鄙見というふ

<sup>9</sup> 故下田校長先生伝記編纂所編『下田歌子先生伝』、前掲書、214頁。

<sup>10</sup> 村田昇編『道徳の指導法』玉川大学出版部 2003年4月 27頁。

<sup>11</sup> 西村茂樹『日本道徳論』『世界大百科事典』第2版の解説。

<sup>12</sup> 吉木竹次郎編『教育大家女子教育論纂』日本図書センター、1983年11月、23頁。

うに書かれた。これは歌子が渡欧の過程を避けてはいけない。

佐々木高行がわざわざ華族女学校に足を運ばれ、校長西村茂樹に、歌子が渡欧のことを協議され、西村より奏請する形にして、また他大臣らの賛成や助力を加え、歌子の渡欧のことができた。イギリス・フランス・ドイツ・イタリア・オーストリア・ベルギー・スウェーデン・アメリカ8カ国を巡って、西欧の女子教育について視察した。

帰国した1896（明治29）年に正式に両内親王御用掛を拝命され、両内親王ご教育のことに当られた。実は、すでに1893（明治26）年明治天皇第六・七皇女常宮・周宮両内親王（のちは竹田宮・北白川両大妃）の御用掛として内命を受け、そのため、皇女、貴族女子教育の任務を背負った、欧米に視察しに行った。では、歌子の皇女教育の思想は、一体どのようなものであったのか。『内親王殿下御家族教育意見』を資料とし、以下のように考察する。

『内親王殿下御家族教育意見』の冒頭の目次では、教育の要、女子教育の精神、我皇室従来の女子教育、欧州皇室の女子教育、欧米徳育の基礎、日本女子教育の将来、内親王殿下ら御家庭教育と結論を八つの枠組みとして構成された。

まず、女子の教育の精神には、そう「女子ハ必ず男子よりも敦厚にして且強固なり而て女子ハ實に國の母ニリ女子ハ能く民福を生み女子ハ能く国利を長す知るべし」<sup>13</sup>と女子は國の母という女子の特別な地位を指摘された。そういう基調の下で、続いて最も大きく占められ、注目されたのは我皇室従来の女子の教育の部分であり、五期に分けられた。

まず第一期では、

謹んで我朝歴世の史傳を按するに上古わ本邦固有尚武の教育盛んにして皇后自ら至尊に代らせ玉ひ遠く外国を征し皇妃又能く皇子と共に軍陣従ハせられ事もあり（神功皇后弟橘媛命等）又或時ハ峻峻なる高峰に攀ちて……其強且爽なる精神は必ず常に其健康なる身體に宿りしこと識者を俟にせずして知るべき而且わが朝は開闢の昔より詠歌の風盛んに行ハれ来にりて此英邁なる女性の亦妙に天然優美の資を供へられたるあはれにも亦愛にしといふべし（神武の皇后を始め奉り彼の毫邁なる……御家庭教区ハ實に神武叡聖なる祖宗の御遺訓に基きて而て其精神の教育も亦大いに稱揚し奉るべきもの……<sup>14</sup>

以上のように、日本は上古から固有の体育、知育、徳育を備え、特に神功皇后ら英勇たる物語にて従来の体育の重要性を強調し、それと天然優美の知育、また神武皇后の徳質を加え、この三つ品質は日本従来のものとして存在されている。続いで第二期では、宗教、即ち儒佛の女子教育に及ぼしたる影響を論じた。

<sup>13</sup> 下田歌子『内親王殿下御家族教育意見』『伊藤博文文書 第八八卷』ゆまに書房、2013年7月25日、375頁。

<sup>14</sup> 下田歌子『内親王殿下御家族教育意見』、前掲書、377-379頁。

…後儒教の伝来といもに其機運を促し即ち其仁義忠孝なる教への光ハ忽ち九重雲深き此今日に……佛教ハ支那、三韓を経て又わが國に渡來せし其當時はわが朝固有敬神の教へに稍抵觸する所ありしえば之が為に多少の紛擾を讓したるも後終に彼の佛法王法同一ナリとの方辯ハ妙に其固有の敬神説と新來の佛法論とを調和して遂にわが神なるものは現世を守護し彼の佛なるものハ後世を救済すといふ……儒佛の教へ伝來せんよりに家にわが文運の進歩ハ奈良の朝より傳ハリて平安の御世に至りて茲に益其速力を増進せん……<sup>15</sup>

それに、儒教佛教の影響より、徳育、知育ハ新たなものを内包している。儒教より慈悲善根の徳と佛法より慈恵の善行を盛んになった。これにより、多怜多感の淑女も輩出した。第三期は武家の女子教育である。第四期は上流女子の精神教育中等以下に移るについてである。第五期は欧米女子教育風の渡來である。ここに述べた明治維新以降の欧米文化の影響は未だ漠然とした状況であり、日本古來のものは習慣として、主な役割を果たした。しかし、その次、歌子の視察による欧州皇室の女子教育はそう書いている。

…貴族の女子教育家庭教育の形状ハ其國によりていささか差ふ所きにしも非ずと雖も要するに其方法ハ大同小異にして皇子女ハ小学に入るの年齢に至る必ず其生母の膝下に教養せらる皇子女生にればナース（小兒看護師）先づ其嬰兒に関する一切の事を担当し侍女ハただ僅かにナースが助手として之を補くる点なるが如し<sup>16</sup>……

要するに、欧州貴族の女子教育には、三人の人が要らなければならぬ。母后、ナース、女師であること。その中、ナースは最も責任者であるともいえよう。生母に生まれ、離れば、長年にナースと共に衣や乳を交えて成長する。幼稚園に入る年齢になると、家庭教師（必ず女子）を聘して、その教育のあらゆることを託す、母后は必ず友人の身分を以て、女師の教えことを戒めて、教育に差誤ないように勉める。

上述の古來のもの全ての長所を取り、また欧米女子教育の優れる点と有機に融合して、これは内親王殿下の教育方針である。具体的言えば、以下のようなものである。

### 「教える御主任」を備えるべし

まず、内親王殿下の御家庭教育は、日本女子教育の前途に及ぼす影響に実は莫大なものである。そのため、慎重に考えなければならない。そのため、皇女に教育を教える御主任者は、必ず精選するべし。

「わが帝室数百年前よりの御習慣として皇子女御幼少の程ハ大抵其生母の里邸に人と成らせ

<sup>15</sup> 下田歌子『内親王殿下御家族教育意見』、前掲書、379-380頁。

<sup>16</sup> 下田歌子『内親王殿下御家族教育意見』、前掲書、392-393頁



玉ふことになり又且現時ハ別に適當なる奉扶の御主任者を撰バせ玉ひて之に其補育を任せさせ玉へるも深き聖意のあらせ玉ふによるなるべきれ爰にはただ其御家庭教育を実施すべき主任者と教師との分担責任に望む……故に内親王殿下が御教育主任其人と採用せさせ玉ふに当りてハ充分の精選を要し玉ふべきハ勿論のころにして<sup>17</sup>」ということを先に論じた。この御主任者は内親王殿下を肝胆相照らし、長短相知な人に無ければならない。その主任者や教官が授業の間には、一言一句の褒貶も決して苟もせずして、倦怠を戒めて奉じざるえない。主任者は体徳両育の責任とその重さを充分に思つて、更に智育には身を持って内親王殿下に昼夜伴うべし。では、その教えるものはどのようなものであろうか。

### 「体育」の教え

欧米の女子教育状況を、視察してきた歌子は、上流女子教育に、いかに「体育」が必要であるかを認識した。華族女学校では明治二十年九月以降、科目としては、体操は普通に課したのであるが、歌子はこれ以上に、女学校には運動会を、春秋二回に渡つて設置した、その結果、生徒達の体育熱に拍車をかけられたのであった。そして、内親王に御教育には、体育は第一として述べられた。単なる淑徳賢明の号で育てた皇子女は、恐らく虚弱多病になる傾向があるが、それに対して、皇女らに「戸外運動及び遊戯」を必要なもので施される。一方、最も大切なことを注意すべきのは、「軽跳疎暴」いわゆる男子らしくの言行を防ぐことである。なぜ、体育がそこまで必要であるのかというと、歌子は「能く其体育を勉めしめたりとも徳育智育又能く其精神と智力を誘導せば」と言った、要するに体育は前提の要素として、体操や各形の運動を通して、まず人の精神を一新し、完全丈夫な身体と精神面貌はのちの徳育また智育に対して、効果は倍になる条件である。

### 「徳育」の教え

続いて書かれたのは御徳育である。徳育は体育その有形のものと対して、まるで無形なものである。内親王が御徳育の基礎を固めるなら、「わが歴朝祖宗の最も尊崇信仰せさせ玉ひし天つ御神を齊き祭りて其信心を厚くし玉ひ」の中で書かれた祖宗の尊崇信仰は基本内容として崇められ、幼少の時代から良い習慣を培養させられ、「慈善愛憐の御心」を養成する。この良い習慣になる方法は、平常の修身学科の好模範をターゲットとし、志があるすべし。外柔内剛にして、女徳を完備させようということである。女徳といえは、能く円満完備な女子になることである。

では、ここでの徳育では、すべて従来のもを継承するわけではなく、明治23年に発布された教育勅語を規範書としてのものである。勅語には、日本人が祖先から受け継いできた豊かな感性と美德が表され、人が生きていくべき上で心がけるべき十二条の徳目が簡潔に述べられ、皇女教育の徳育の実質はこの最高の道徳規範の下の複製本である。皇室の成員である皇女、つまり、常宮・周宮両内親王の教育は、わりと祖先の教訓を守るべき、勅語の主旨に従うべしのは

<sup>17</sup> 下田歌子『内親王殿下御家族教育意見』、前掲書、401-402頁

歌子の考えである。

### 「知育」の教え

徳育の次は、御智育の部分に至ることである。「わが往昔の上流女子が智育の点に於てハ其作文 詠歌 音楽等を以て普通教育の完然なるものとせしも其今日に在りては数理、化学、地理、衛生、外国語の如きものを加へて」<sup>18</sup>と意見書に書いてある。数理、化学、地理、衛生、外国語など最新式の学科は、言うまでもなく、欧米諸国の女子に教える必須な学目である。現在、日本にも欧米のようにこれらの学科を設置し、欧米と同一なる程度に達する。内親王殿下ももちろんこれらの学問を身につけなければならない。さらに、内親王の身分では、普通の女性より、恐らく外賓の来訪が多くて、これによる頻繁に謁見の場には、外賓に対して両内親王に御応答を期待せねばならない。

では、どのような学科を学べるのか。次の表で見てみよう<sup>19</sup>。

修身	修身科ハ先づわが帝室 祖宗の神訓に基キ勅語の聖旨を奉じ敬神、愛国、尊孝、撫民の徳を涵養し今古東西賢婦淑女の嘉言善行を適述し以て其實践応用の方法を努めに慈、温良、貞淑、恭謙能く貴女の志操品格を養ひ奉らんことを要すべし読書科ハわが国文を解し国語を綴るを以て目的とするものにして先づ其簡單なる単語単句より初めて日用に
読書	適切近易なる書讀文記事文に及ばし漸次古雅優美なる国文をも読み且記すに至らしめ奉り且これケ助けたるべき爲にハ漢文をも加へ修めしめ奉らんことを要すべし
實物	實物科ハ先づ其天然の現象と人工物との性質効用に着キ其五官の望沃によりて其智能を開達し以て他日博物：理化学生理学科等の概要を学びて其普通の智識を啓発すべき階段となすものなれば其教法と用具との如きも務めて卑近適切のものを撰びて御幼齡の御方にも其趣味を感じしめ奉らんことを要すべし
算術	算術科ハ其表数法算法を知らしめ運算に習熟せしめて其實際の応用自在ならんことを期すべく特にわが国の習慣として大抵高貴の御方にハ最も数理の觀念に乏しきが故に教法ハ極めて簡明容易にして格別高尚の理に追及ばし奉らざらんことを要すべし
習字、 図画	習字科ハ先づ其姿勢を正うせしめ執筆運用の方法順序を教へ奉り漸次消息文詠歌等其貴女に在りてハ最も必要なる又き書き方に習熟せしめ奉らんことを要し図画科ハ先づ鉛筆画より始めて直線曲線等の極めて容易なる方法を習ハし奉り次に毛筆画に及びて東西絵画の長所を取り其意 X を練り筆力を健し高尚なる氣韻風致を蓄へ玉ふべき美育の助けとせさせ奉らんことを要すべし

<sup>18</sup> 下田歌子『内親王殿下御家族教育意見』、前掲書、408頁

<sup>19</sup> 下田歌子『内親王殿下御家族教育意見』、前掲書、412—415頁

唱歌	唱歌科ハ先づ其発音を正しくし歌詞楽譜の雅正なるものに就きて之を練習せしめ奉り漸次弾琴をも学ばせ奉るの補益たらんことを要すべし
----	--

上表は意見書に書いている内親王殿下が学ぶべき学科の内容である。これらの学科以外に、歴史、地理、欧語、手工等の諸学科も応用的教育を施すべし。また、外国語はなるべき幼齡の頃から学びはじめ、その発音や暗記には幼少の人の学ぶは成人の時と比べれば、工夫は半分にして済ませる。しかし、歌子は「外国語を学ぶの易きハ即ち然らん然れ共其わが朝の経歴国体の如何をも能く知らざるの時に於て先づ其彼れを学ぶハ不可なり恐らく其本を外にし末を内にするの過ち無きと保せざるなりと其言實に理の然るべきものあるが如し<sup>20</sup>」の文から見ると、今まで日本の国体の変遷から見れば、ひたすら外国語を勉強するなら危ういことでもある。外国語ばかり勉強し、自国の神道、論理道德などに関する教育を軽視され、このような本末を転倒することを防ぎたいほうが良いと歌子がそう気づいた。

では、授業内容を決めた上に、就学時間等に関わることも歌子も触れた。毎日就学時間は三時間乃至四時間にして、その時間は修身科を除いて、大体他のを智育に属される。が、その特育と体育は、就学年限中には、特に常住坐臥の間での行動はその教育の範囲にし、日常に自然の薫陶も教育の方法である。それ以外に、内親王の御教育内容は、また、宮中に参観すること、御父母の安否を訪問すること、祖宗の神社に参拝すること、信用ある各女学校、博物館、動植物館、病院、貧院に慈善の心を啓発すること、また新鮮な空気を呼吸し、活発な運動をし郊外に出る等あらゆるの活動である。そういう日常の実践は教育の内容の一部であり、教育の効果を検査する方法でもある。こうして、これらの教育を通して、臣民を召見でき、外賓を応接でき、各種の人を、いずれの場に、対応できるような皇女を育成することは歌子の望みである。

歌子の意見書の最後の結論の部分では、皇女子教育の適否如何にして、実は大日本帝国女子教育一般の前途に及ぼす所の影響は、決して少なざるものだと指摘された。ただ、「目下実行上の大注意ハ必ずともに泰西の事を其盡に模倣する事を要せず彼れが精神を採り所謂換骨脱体して以て我が實態に応用すること是なわとす即ち日本古来の敬神説亦ハ養成論等之を今日に敷衍応用し以て其目的を全うし得べきこと」<sup>21</sup>という文もあった。

つまり、歌子の皇女の教育方針は、第一に体育である。第二に教育勅語の徳目を根本である徳育である。そして第三には知育を据える必要がある。これも古来の婦人徳の長所を生かしたものであったが、欧米の教育と有機に融合したものでもある。体徳智の三つの教育を相合し、それを「大器晩成」の効果を得られることは歌子の切望とも言える。特に、皇室中心という基本的なペースにてこの意見書を書き上げた歌子は「徳育」そのものを根本的、最も重要な部分として強調した。要するに、歌子はその貴族女子の思想は「和魂洋才」を言っても良いであろう。

<sup>20</sup> 下田歌子『内親王殿下御家族教育意見』前掲書、410-411頁。

<sup>21</sup> 下田歌子『内親王殿下御家族教育意見』前掲書、420頁。

## おわりに

まとめて言えば、両内親王をはじめ華族女学校の学生は、歌子を敬慕して終生の先生と仰いだ。少年期から皇后の信頼を得て、ずっと宮中に熱い寵愛を浴びた歌子は、献身の一言に尽きとは彼女の答えだろう。感激と光栄の中に、華族女学校の教授兼学監に任せらる傍ら、書作に主に教科書の文体で多産であった。その過程中、歌子の華族、皇族の女子教育思想が次第に形成した。

そして、華族女学校というもの、学習院女子部というもの、さらに大正七年九月、女子学習院と改称されるに至ったにせよ、その女学校の主旨内容は、日本の国の皇族、華族、上流女子の御教育を施行する学園であることは変わらない。この中、華族であれ、皇族であれ、歌子この時期の女子教育構想と言え、皇室を中心を根本として仰ぎべき、国民の道德、婦徳、つまり従来の「孝順貞烈慈愛の徳」、「体徳智」を特性涵養するものであった。特に、意見書全文の中では、「良妻賢母」などの字面は一切触れてない。言い換えれば、この時期は歌子の女子思想の黎明形成期とも言え、のちの段階にまだ進んでない。一つの原因は、恐らくこの意見書は対象と言え、両内親王殿下のことであるので、皇女の御教育の目標は普通的女子に対しての「良妻賢母」とかなり異なっていると思われる。もう一つは、のちの段階に言うと、つまり、1890年代にはそれまでの欧化主義を批判して復古的な女子教育観が台頭し、それは1900(明治33)年になって「良妻賢母」という言葉で呼ばれるようになった。この良妻賢母は嘗ての儒教の女性観そのものではなく、男女の上下差を否定しながらその差別による女性の特性を強調し、世界に視野を拡大して「国家」意識を持たせながらも家庭内で本分を尽くすべきというものであり、伝統的女性観と儒教的女性観と西洋女性観が複合してできたものであった<sup>22</sup>とよく論じられる。そして、そこまで歌子の女子思想の変遷は一体どのようになるのかは、次の論文で考察したい。

にもかかわず、「貞明皇后から女子学習院に賜った「月の桂」というお歌が三番までございますが、その中の「世に立つ末は姫松の根ざし忘れず…」<sup>23</sup>という言葉から見ると、「孝順慈愛貞烈」というのがモットーで、やはりその時期華族女学校の生徒の教育方針としては智と徳を磨けて、と歌子の考えはズレがないと思う。歌子もこの時期の風潮に乗り、各方の助力を得た上に、自分の抱負を実現した。

<sup>22</sup> 深谷昌志『良妻賢母主義の教育』黎明書房、1966年。

<sup>23</sup> 金沢誠、川北洋太郎、湯浅泰雄編『華族 明治百年の側面史』北洋社、1978年、323頁。